

○油井賢太郎君 ところが実際に各軍港とか或いは軍の都市、まあ各方面の軍のあつたところの都市ですね、そういうところにおいて国有財産、旧軍用財産の活用されていないのが非常にたくさん多いのです、例えば呉であるとか何とかが軍港に行つて見ても、もう立ちくされたままで、勿体ないと思うような施設がたくさんあるのですが、そのままになつておく。而もそういう都市においては、早くこれを転換して我々に利用させてもらいたいという気持が多いのです。そういう気分はさつぱり入れられていないという苦情が多いようですが、そこで私がさつき質問したように早く処分するの目的が、それと値段が上がるのを見込みまして、国家の財政的見地に審視したいというのが目的なんですか、こういうことになつて来るのです。

○政府委員(吉田晴二君) 何分にも終戦によりまして日本の経済は非常に縮小したわけですから、それにもかかわらず、旧軍財産というものは、一時的には非常に不働設備になつておる。そこでこれを経済的に使う人がどうしてもない。又旧軍財産が割合に、何と申しまして軍用の目的のために使われておるもので、非常な辺鄙な所に存在しておる場合が起つて来る。或いは非常に経済的な設備としては不向きだというような点で、利用される点がどうしても普通の民間財政よりも悪いということが一応あるわけがあります。まあその関係上、なかなか従来から利用されなかつたような面が多いわけがあります。併し最近の状態を見てみますと、この朝鮮事変以来非

常に転活用が活発であります。例えば只今呉のお話がございましたが、呉におきましては大分いろいろ企業のだん／＼申込がございます。又同じあの近所におきまして、光工廠であるとか大阪の造兵廠であるとか、そういうような所にもだん／＼と企業のほうから申込があるという状況であります。なお本法律案におきまして

その点を特に考えまして、第三條の改正におきましては、従来から延納については三年間の延納でありましたのを、これを五年に延長するという措置を講じておるわけであります。こういう措置によりまして、只今申上げたような転換が更にやりよくなるのではないかと、いふうに考えております。

○油井賢太郎君 若し先ほどのお話のように早く処分するの目的だとすれば、これは入札とか何かという方法で、政府の意図した価格まで入札があれば、いつでも拂下げるといううなことは行なつてないのですか。

○政府委員(吉田晴二君) 実際問題といたしましては、大体空いておるような設備におきましては、或る企業のほうでそこを是非欲しいといううな申込がありまして、それが非常に重要な産業である、特に会計法令で隨意契約が認められておるといふうな企業でない場合には、原則としてこれを入札にするという建前にしておるわけであります。これが一般の原則であります。

○油井賢太郎君 そこで地方産業の発展とか或いは戦災地の復興といううなことに、営利を目的としても重要産業であるならば、どんな／＼

いうふうな方向でやつておられるのであります。

○政府委員(吉田晴二君) これは別にその価格の点においては特別な考慮はしておりませんが、そういう会計法令で特に認められておる事業に限つては隨意契約をできるような途を設けております。

○油井賢太郎君 売渡されたときは今の定義に当てはまつても、そのあとで以て事業をやつて見ると、思ひくなくないというので、他に転売するといううなことは、これは自由なんですか。

○政府委員(吉田晴二君) そういううな特別な隨意契約ができるような業種といううなものは特別に隨意契約をする、こういう場合には特別にその用途指定といふものを出しまして、その用途に、これは大体十年になつておりますが、その十年間その用途に使うという条件を付けてこれを譲渡しておる。途中で転売するとか、或いは他の業種に転換するといふうなことにできないことになつておりますので、そういう場合にはやはり契約を解除しなければならぬといふことになつております。

○油井賢太郎君 それからこの時価の問題ですけれど、毎年これは時価というのは変えられて来ておるのですけれども、それでは終戦直後と今日では大分物価も違つて、恐らく時価も相当變つておると思うのですが、その倍率はどのくらいですか。

それからもう一つは、そういうふうな時価で以て大蔵省において算定して何か国有財産の基準にされておると思ふのですけれど、その国有財産のいはゆる目録、この前もつたことはたしかありましたが、ああいう評価と

いうものは、毎年政府においては變えて出しておられるのですか。

○政府委員(吉田晴二君) 只今の倍率の点でございしますが、これは例えば銀の指数なんかで或る程度のものが出ておりますが、これも非常に我々が実際に當つて見ますといふと、例えば東京の倍率と或いは呉の倍率、或いは姫路の倍率といふものをとつて見ますといふと、実は非常に差異があるので、こゝでちよつと只今概括的なことを申し上げにくいのでありますが、なおその一般の表の問題でございしますが、これはたしか御承知の通り毎年国有財産の現在額報告書、それから毎年の總計算書といふものを国会に出しております。これにはただ台帳価格で上つておりますので、いわゆるその時価といふものは出ておりません。この時価といふことについては、国有財産法の規定で以て、昭和二十七年にその時価をその台帳に書入れる。それを五年目ごとに更新して行くという規定になつておりまして、まだその時期になつておりませんので、二十六年度あたりから準備をいたしまして、二十七年にこれを改訂する。改訂と申しますか、附加するといふうな準備をしておるわけであります。

○木村福八郎君 呉工廠ですね、あれはこれに該当するわけですか。

○政府委員(吉田晴二君) これは第三條の売却代金の延納といふことについては、若し売却代金が一時に支拂うことが困難であると認められたときならば、この延納の規定が適用になるのであります。

○木村福八郎君 数において旧軍用財産として賠償指定になつてゐるもので

すね、これはどのくらいあります。

○政府委員(吉田晴二君) ちよつとどのくらいという数字でございします。...

○木村福八郎君 資料がありましたらあとで欲しいのですが。

○政府委員(吉田晴二君) 畏まりました。

○木村福八郎君 それから呉工廠ですね、御承知のように新聞で伝えられるところによると、ナショナル・バルク・キャリヤー・コーポレーションあたりの会社に売渡すといふことが言われておるのですが、それは事実なんですか。

○政府委員(吉田晴二君) 只今のナショナル・バルク・キャリヤーから呉工廠の一部を買入れたといふお話が出ておるようなことは事実であります。

○木村福八郎君 日本の軍用資産が... 国有財産ですね、これを外国法人に売る場合、これは日本の法人に売る場合と同じでいいんですか。僕はよくその法律関係を知りませんが。

○政府委員(吉田晴二君) これは法律上は別に制限はないのでございします。ただこれが賠償指定の設備でございしますから、原則的には売却といふことはむづかしい。やはり関係方面の少くとも許可がなければいけないことになつております。

○木村福八郎君 その売却対象になつてゐる一部を今言われましたが、あれはたしか播磨造船ですか。...

○政府委員(吉田晴二君) 只今問題になつておるところは、播磨造船が借受けて一時使用をしております中の、大体半分くらいではないかと思ひます。

○木村福八郎君 聞くところによると、播磨造船が投資した金額に比して著しく低く安く拂下げられるようなことを聞いておりますが、これは一応貸すのじやなくて、譲渡、売つてしまふわけですか。それからその拂下の大体価格ですね、価格などはどの程度なんですか。その点をお伺いしたい。

○政府委員(吉田晴二君) これはまだ交渉中でございますので、価格がどういふふうになるか、まだはつきりした結論は出てありませんが、少くとも売拂うという事になれば、これは適正な価格で売らなければならぬ。いわゆる時価で売拂わなければならぬといふふうに考えております。

○木村福八郎君 その代金はドルで拂うのですか、円で拂うのですか。

○政府委員(吉田晴二君) これもまあ今のところはつきりした結論は出ておりませんが、少くとも我々の希望としておりますのは、ドルで得たいといふふうに考えております。

○木村福八郎君 この法律の改正の適用の範囲ですね、呉工廠の只今問題になつておりますナショナル・バルクキヤリヤー・コーポレーションに対する売渡しが、この法律の適用によつて、その代金が延納ですか、三年が五年になるということになると、非常に長期になるのですか。この間にいろいろな物価変動もありますし、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(吉田晴二君) 只今のお尋ねの点は、実は私先ほど申し上げたのは一般的な問題として申し上げますので、ナショナル・バルクキヤリヤー・コーポレーションの場合につきましては、これは恐らく延納は向うは申請し

ないだろうと思ひます。というのは、向うのほう金利が非常に低いものですから、延納いたしますと、当然こちらとしては市場金利に相当するだけの利息は取るという建前でやつておりますので、ナショナル・バルクキヤリヤー・コーポレーションのほうは、アメリカの金利で考えておりますと思ひますので、延納にしてそれだけの利息を拂うことは、却つて向うのほうでは不利になりますから、即納にするということになるし、又その條文から言ひましても、売拂代金の一時支拂が著しく困難であると認められる場合には該当しないのではないかと。従つて向うが仮に延納を言つて来ましても、認める必要はないのではないかと、そういうふうに考えております。

○木村福八郎君 重要な国有財産であるのに、不当に安く買われるのではなにかというので、非常に衆議院でも問題になつておりましたが、時価からいつてどのくらい安く譲渡される模様なんですか。

○政府委員(吉田晴二君) これはまだ向うからの何と申しますか、申入れと言ひますか、これは一応六十五万ドルといふことで、約二億三千万円くらいになるかと思ひます。この六十五万ドルといふのも、それで向うが買切りにしてしまふという金額ではなく、十年間向うが使つたあとでこちらに只で返すといふ、一つの評価の仕方による価格であります。ただこれは向うの申出であります。我々のほうではそれで応じようという気持はありません。できるだけ、少くとももう少し高くしたいといふことで只今交渉しておるわけ

○木村福八郎君 こういう国有財産を外国法人に売る場合は、これは政府が、大蔵省と折衝して、それでやつてできればいいものなんですか、それとも何か国会の承認を得ないでいいんですか。

○政府委員(吉田晴二君) 只今の法制上の問題といたしましては、そういう国会の承認を得るといふことはございせん。一応このやうな問題は、大蔵省だけではきめませんが、各省と協議いたしまして、或いは又問題によりましては閣議にまで持つて行くということにしております。

○木村福八郎君 そういう例は他にはあります。又今話合ひ中のものはございせんか。

○政府委員(吉田晴二君) 只今のところは国有財産につきましては別にほかには聞いておりません。

○木村福八郎君 国有財産でない問題について何かあります。

○政府委員(吉田晴二君) 私の聞いておりますところでは、例えば大きな石油会社等において株式の關係で相當外国の資本が入つておる。従つて間接的には財産が或る程度外国に支配されておるといふケースがあるやうであります。なお私申し忘れましたが、アメリカのほうで最近九段の野々宮アパートといふのがありますが、これを國務省のほうで買収したいといふケースがありました。大体そんなふうに考えております。

○油井賢太郎君 旧軍港市轉換法、あの法律とこの法律とで何か関連したところ、或いは抵触して困るといふやうな事項、そういうことはどうなんですか。

○政府委員(吉田晴二君) 旧軍港市轉換法の規定といたしまして、その第四條は、現在提案されております旧軍市財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の第二條並びに第三條の規定を引用しまして、それを更に時価の二割といふものを五割、それから延期三年といふものを十年といふふうに変更して、旧軍市市轉換法とはそういう意味で関連してありますが、別に抵触するといふことはないと思ひます。

○油井賢太郎君 そこでこの旧軍市財産の主だつた項目、例えば建物がこうとか、土地がどうとか、或いは機械設備、そういうやうな極く主だつたところで結構ですが、資料を出して頂きたいと思ひます。今わかつたら数字をお示し願ひます。

○政府委員(吉田晴二君) それでは数字を申し上げます。土地が九億二千六百坪、台帳価格にいたしまして二十五億二千三百万円、それから立木竹二千六百万円、価格にいたしまして二億六千万円、それから建物が一億四千九百万円、価格にいたしまして二十三億六千万円、それから工作物であります。が、工作物はこれはちよつと一つ一つの数量的な表示ができませんので、価格だけで表示しておりますが、八億一千五百百万円、それから機械器具は三十五万七千、価格にいたしまして十二億五千八百百万円、それから船舶が一億八百万円、合計いたしまして四億七千八百百万円、大体の数字でございます。

○油井賢太郎君 これだけ現在国有されておるとして、その利用は全然ないのですか。ただ経費だけがこれに對して萬年で行くとすれば、その経費は一年間にどのくらいかかりますか。

○政府委員(吉田晴二君) 大変失礼いたしました。只今申し上げたのは、これは軍から引継いだ数字そのままを申し上げたのであります。只今計算いたしておりますが、これはすでにこの中から売拂済或いは所管換したものを除いたものが現在の総額になつておるといふことになつております。只今集計いたしておりますが、全体の価格で申しますと、売拂済のものが約十二億円、それから所管換済、つまり農地に所管換したとか、他の行政目的に使つたといふものが約十億円ございします。それから更にそのうちまだいづゆる連合軍のほうで使用しておるとか、或いは未返還になつておるといふやうなもの、これが二十七億円ほどございします。従つてその中で實際何といひますか、いろいろ機械器具であるとか、或いは貸付けておりますもの、一時使用しておりますものを除いて、この財産のうち十四億円だけが未だ未了になつておることになります。

○油井賢太郎君 その十四億の内訳を一つ……

○政府委員(吉田晴二君) それではこれは金額で申し上げますが、土地が四億七千三百万円、立木竹が一億四千三百万円、建物が三億四千九百万円、工作物が二億一千百万円、機械器具が一億五百万円、船舶が一億四千四百万円、合計十四億余万円ということになつております。

○油井賢太郎君 そういうものはただ投げ放しにして置くのですか。それとも国家で活用されておるのですか。

にもこのようにしては只で譲渡してやるというふうなことになるかと思ふのでありますが、これをお考えになつた時と最近の物価とは違つておりますね。この法律案をお考えになつた時と……その点どうですか。

○政府委員(吉田晴二君) 只今のお話の点は、成るほど非常にインフレが起ればそういう問題も起るかと思ひますが、ここに提案いたしました趣旨といひましては、この法律を御覽になりますと、この延納の点につきましては、旧軍用財産のほかには、いわゆる財産税法であるとか、戦時補償特別措置法であるとか、或いは所得税法、相続税法、こういうものによつて物納された財産、こういうものが相当あるわけですから、これらの措置もだん／＼にやつて来ておるわけですが、漸次その処分が非常に困難になつて来た。というのは、物納財産においては、大きくそれを現在使用しておりますのは、いわゆる何と申しますか、その所得の多くない、いわゆる資産の少ない人が多いのであります。そういう人に対して、これは借金で売却することもなか／＼困難でありますというので、実はこの間朝日新聞の投書欄にも、大臣から説明しましたように、三年の延納でもなおこれはむずかしからう、そこで、できればそれを五年まで延ばしまして、それで円滑にこれをやつて行くということが適當ではないかという趣旨か、むしろこの場合に非常に多いわけでありまして、併せて只今のようなことも考へております。

○委員長(小串清一君) 油井君、質問ありませんか。

○油井賢太郎君 ちよつと待つて下さい。

○木村福八郎君 只今のお話を伺いますと、相当そういう延納とか又減額しなければならぬ、処分が困難だということですが、こういう法律案を出されたのでも、これによつて今までまだ処理の未済のもの、処理ができないものが相当ある、こういうお見通しですか。

○政府委員(吉田晴二君) 我々考へておりますのは、特に学校施設等については、これは従来は公共団体或いは私立学校、両方含むわけでありまして、相当何と申しますか、従来は預金部資金等によりまして、いろ／＼と長い貸付期間もありまして、処理が順調にできたのであります。終戦後そういうことはないので非常に公共団体等においては困つております。そういう点はこの法律によつて相当救われます。価格の点から申しまして、或いは納期の点から申しましては、或いは納期と思ひます。かなり処理が促進されるというように考へております。それから他の財産につきましても、この規定によりまして相当処理が円滑に行くとしように考へております。

○油井賢太郎君 この表を見て、機械器具のところで未返還が二万八千九百三十四、返還で売却済が四万四千二百七十四ですか、金額から見ますと機械器具の未返還の分が一億五千万見当、売却済が八千万足らず、これは特別の数字があるわけですか。つまり売れ残りのものが非常に大きなものであるとか、或いは値段の高いものであるとか、或いはふうなことを示すのですか。

○政府委員(吉田晴二君) その通りでございます。まあ大体未返還になつて

ておるような機械というものは、非常に機械といひましたしても相当精度のいいものであります。いわゆる一級機械、二級機械というふうなものであります。売却済になつておるものは大体二級機械として、スクラップにして売つてしまふというふうなものが多いわけでありまして、従つてここに数字上においてもそれが出ておるというわけでありまして。

○油井賢太郎君 そこで未返還の機械器具でも、或いは建物でも、土地でも、これは相当そういう今のお話から見ると、日本の経済の建直しなんかには有効適切に使えるものだと思うのであります。この解除、返還してもらう時期とか、或いは目当というふうなものは、只今のところどんな見通しですか。

○政府委員(吉田晴二君) これは大変むずかしい問題でございまして、実は我々のところではなか／＼判断がつきかねるのであります。ただ我々としては、成るべく早く返還してもらひまして、有効に使いたいというところは考へておるものであります。ただその中で、未返還の中でいわゆる一時使用ということになつておりますのは、未返還ではあります。関係方面の許可を得て、實際問題として企業のはうは使つておる使用料を納めて使つておるといふこととあります。

○油井賢太郎君 それはさつき私が申上げた数字の未返還のうち、一時使用の数字を言つたのでしたが、その次に未使用分というものが、大変な数字が載つております。例へば機械器具の台数十九万六千台、このほうは全然使つてないということになりますれば、こ

れはこのほうが問題ですね。それがつまり日本再建の役に立つということなら、非常に勿体ない話なんです。これについてはどれだけの政府側として努力を拂つておられるのか、或いはこういうものに対する返還かたを要望する声かどの程度あるかということ、わかる範囲内において、若し何でしたら政務次官あたりから御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田晴二君) ちよつとこいうことは一応申上げられるかと思ふのであります。つまり未使用の分につきまして、一時使用の申請が相当今出て来ておる。そしてそれに対しては関係方面、実は一昨年あたりまでは非常に窮屈でありまして、なか／＼何と申しますか、その使用を認めてくれなかつた。ところが最近、殊に昨年の下半期あたりからは、この申請が出来ますと、割合に一時使用の許可をしてくれるわけがあります。これによつてこの未使用になつております分がだんだん一時使用のほうに移つて行く。その点から見まして、相当何と言ひますか、或る重要な機械については相当の要望が多いということは察せられると思ひます。

○木村福八郎君 先ほどの延納の場合ですけれども、それは物納財産を譲渡したような場合、その場合にはさつきのお話のように、例へば土地とか建物、こういう場合には、さつきお話ししたような、相当延納しなければ困難な場合が生じて来ると思ひます。併し工作機械とか、こういうようなものについては、今後最近のいろ／＼な情勢を考へると、相当騰貴して来る傾向にあると思ひます。この点は最近の

物価事情というものの、御承知の通りだん／＼国防経済の段階に入つて来ておりますから、そういうものについてはどうなんでしょうか、相当これはもう少し政府が持つておりますと、非常に儲かると思ひます。先ほど保管料は数百万円に過ぎないというお話がありましたが、その点はどうなんですか。不当に安い拂下ということにならないのでしょうか。

○政府委員(吉田晴二君) 我々のほうの扱いといひましては、大体土地とか建物等については、原則として延納を認める場合が多いわけでありまして、機械等については成るべくこれは処分してもらふ、機械が施設と一体になつておるという場合にはだけ延納というふうな扱いでやつております。なおその値上りの点であります。これは我々のほうから申上げるのもどうかと思ひますが、まあ政府としては、成るべくさつき物価の値上りということがないよう考へておるわけでありまして、只今のところから判断すれば、従来のような状態というものはまあなからうというふうな考へております。

○委員長(小串清一君) もはや別に御発言がないようでありますから、質疑は盡きたものと認めて、討論に入るとに御異議ありませんか。

○油井賢太郎君 ちよつと待つて下さい。

○委員長(小串清一君) 続いてやつて下さい。問を置かないで……。

○油井賢太郎君 これはかなりこの前の委員会でもこの問題については相当論議したんですが、やはり各党ともこの点についていろ／＼いゆる旧軍

用財産の利用法とか、それから活用方法とかいうことについて希望があると思ふのです。そういう点から言つて、やはり党内に帰つてこういう事情になつておるといふことを一応説明して、又党のほうの意向も聞いてから改めて質疑をする時間をも一つ與えて頂きたいと思ひます。さう私お諮りを願ひます。

○委員長(小串清一君) 如何ですか。これを延期しておの／＼党へ歸つて御相談の上でやつて頂くことにしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 昨日大休申合せまして、およそその賛否は党へ歸つて……成るべく四十何件という案をこれからやるというのですから、進行をして頂きたいということをお願いしてあるわけでありまして、それでこれらの問題も多分党で御相談になつておることと私は思つておりましたが、只今油井君の御希望ですから、とにかく本日はこの程度で次の問題に移ります。

質疑を打切つてよろしくございませうか。

○油井賢太郎君 いや、待つて下さい。その質疑もつと我々この委員会に出るものだけの質疑じゃなしに、いろいろ希望者も……これは大きな問題ですからあると思うから、党内に歸つて質疑の希望や何かを聞きたいということをやつておるわけですか。

○委員長(小串清一君) どうぞ十分御研究の上で質疑はやつて頂きますが、併し問を置かないでどうぞ党の御意見をきめて頂くように願ひします。では次にこれはこのままで次に移ります。

不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案について質疑を開始いたします。

○木村義八郎君 この法案提出のその理由ですね。これは要するに登録国債でなく、現金で支拂う、こういうことをするのが趣旨なんですか。

○政府委員(伊藤繁樹君) そういう趣旨ではございませんで、不正物資特別会計法及び登録国債で交付する法律案を全部廃止しようということでございます。従いまして従来すでに交付しております登録国債につきましては、すでに全部三月一日で償還の手続を終つておりますので、そういう必要もなくなつております。

○委員長(小串清一君) これは別段御発言がないようでありますから、質疑を打切つて……

○油井賢太郎君 今後は不正保有物資というふうなものは、政府で買上げしないということなんですか、今の話は。

○政府委員(伊藤繁樹君) さうでございます。ただ不正保有物資と申しますと、常識的に一応犯罪に關連して取得された物資という意味になります。それがそれにつきましては刑法、或いは刑事訴訟法の規定におきましても没収の規定その他もございまして、そういう一般法規に譲りまして、終戦直後の混乱時期に制定されたそういう買上げ法は廃止しよう、こういう趣旨でございます。

○油井賢太郎君 そうしますと、いわゆる終戦直後から暫らくの間と比べて最近こういうものが少くなつたから必要がない、こういうことにも了解していいんですか。

○政府委員(伊藤繁樹君) 終戦直後にこうした法令が制定せられました理由は、当時非常に物の需給關係が窮乏であつたと同時に、不正な手段で買溜めをするというふうな、当時非常なインフレ傾向でございまして、先高見越しで不正入手する、或いは過剰在庫を抱くという傾向がありましたので、こういう法令を制定せられたわけでございますが、その後順次物資需給の面も變つて來まして、大幅に統制も解除せられましたので、従つてこういう非常な手段でございまして、この強制的買入法というものを廃止しようという趣旨でございます。

○木村義八郎君 そういう御趣旨だつたらですね、私はおかしいと思ふのです。実は今まではそうであつたんです。最近事情が變つておつたと思ふのです。それで又政府はまあ原則としては自由経済の方向に持つて行くことにいたしておりますが、物によりましては再統制の段階に來てゐることは明らかであります。安本長官もさう言つておられます。さうして稀少物資については再統制の段階に入る。若しそういう御趣旨であるなら又こういう法律を制定しなければならぬと思ふ。現在の情勢が變つたのだから私はこれを廃止する必要はないと思ふのです。むしろ恐らくこういう情勢になる前に考へになつた法律案ではないですか。

○政府委員(伊藤繁樹君) 朝鮮事變後におきまして経済情勢並びに物資需給の關係に變化を來たしておりますことは事実でございますが、その結果或いはお話のありましたように再統制というふうな問題もあり得るかとも存じます。併しながら現在の方針におきま

しては、その場合におきましても或いは輸出の制限、或いは不急用途への使用の制限とかいうかつかうにおきましての統制は行われるかとも思ひますが、これは個々の業者に、事業者なり、個人の持つておられますところの在庫を調べまして、さうしてこれを強制的に取上げるという、いわば個々の非常にケースの多い行政的措置でございまして、従つて多少物資統制の變化しつつあります現在におきましてもこういう意味における強制措置は避けたいという方針の下にこの廃止の法を提出したわけでございます。

○木村義八郎君 前には物調法はこれは止めるというふうな方向にあつたのですが、最近には臨時物資需給調整法、これが又適用の必要も生じておるわけですから、これ自体を廃止しなくともただ運用でこれまでさうして來たのでありますから、運用して行けると思ふのであります。非常な積極的な理由が……又事情が變つて來ておるのではないかと思ふのです。ですから、どうも今の御説明では納得できないのです。若しこれを廃止すればそれに代つてさういふことが防げる……さういふことがあるということが一つのやはり伝家の宝刀みたいなものです。あるといふことも一つの効果だと思ふ。な

くしますと又それによつて障害が生ずる場合があると思ふのですが、どうも只今の御説明ではこれを廃止する積極的な理由にはならないように私は思ふ、最近の情勢の變化によつては、この点どうなんですか。

○政府委員(伊藤繁樹君) 先ほど申し上げましたように、一般に法律違反によりまして入手いたしました場合には、

刑法及び刑事訴訟法一般規定によりましてこれを没収するという法的措置もとどるわけでございます。それから事業者なり個人なりが不当に統制物資の在庫を持つておるといふような事実がございしますれば、若しもそれが統制物資である限りにおきましては、臨時物資需給調整法に基きまして、その譲渡の命令なりさういふ法的措置は残しておるわけでございます。

○油井賢太郎君 二十五年度の予算ではこの金額は大体十三億七千万円からあつたのです。やはり相当の金額になつておるのですが、今のお話によるといふと、もうさういふような取扱をしないでもやつて行けるというのです。が、只今木村君が言つたように、物資が不足になりつつある今日、或いはこの金額よりもつと相当の金額が計上されなければならぬようなことになるかも知れませんと思ふのですが、さういふ点は研究の上これを廃止するといふふうになされたんですか。そのいきさつを一応お聞かせ願ひたいのです。

○政府委員(伊藤繁樹君) この特別会計法は二十五年度におきまして大体すでに整理段階に入つておまして、従いまして今の予算額も大体従前買入れた物資の売拂い、過去にさういふ事実が起きました物資を売拂うという規定の予算的措置でございします。従いまして、そのお話の通りこの特別会計法を廃止いたしますという趣旨は、大分以前からその方針でありまして、なほ情勢の變化に應じましての処置につきまして再検討いたしました。が、先ほど申し上げましたような理由によりまして、一応廃止するのが妥当であるという見解に到達したのでございします。

○木村福八郎君 これを廃止しても刑法の規定があり、臨時物資需給調整法の規定がある。であるからその弊害がないだろうと言われまされども、この法律の狙ったところと、臨時物資需給調整法、それから刑法の狙うところとは効果が違ふのじやないかと思ひますね。今までそういう三つであつたわけですよ。それが三つ必要であつたからあつたわけですね。ところが、成るほどお話のように、朝鮮動乱が起る前には成るほどお話のような方向に向いて来たと思ふのですよ。勿論問題は、今後の問題をどういふふうか、判断するか、相当甘く考へていいのか、相当これは厳しく考へるべきかどうかですが、最近もうすでに買溜めとか何か出て来ておるのですよ、もうそろそろ。これは止めろつたつてなかく止まらん問題でありまして、私はこれをすぐに適用する、すぐむちやくちやに適用するといふようなことを言つておるのじやないんです。こういうものはやはりあつたほうがいいのじやないか、それが今後の物価対策の一つとしてむしろなくさないほうがいいんで、今まではなくしたほうがよかつたのかも知れなかつたのです、併し情勢も變つてゐるから、これを存置して置くことは、この会計で安く買入れてしまふといふのは業者として困るから、やはり正常保有しないといふことになりまが、そういう意味でもあつたほうが今後の情勢と脱み合して効果的である。先ほども臨時物資需給調整法の狙うところ、刑法の狙うところ、これまでもあつたこの法律の狙うところとは違ふので、おの／＼その効果がその三つ寄つてこれまで相当効果を収めて来た

んですから、問題は、今後の情勢如何ですが、我々は今後の情勢は、そんなに朝鮮動乱以後の情勢は甘くない。又インフレ防止の隠退蔵とか、闇その他のを防ぐという意味でも、むしろこういうものを残したほうがよい。そのほうが積極的な理由になると思ふのです。只今の御説明では、臨時物資需給調整法があるからいいのだ、刑法の規定があるからいいのだと言われるが、これだけではどうも納得ができません。情勢におきまして若しインフレの情勢が深刻化したしますれば、お話のございましたように買溜め、退蔵、そういう傾向もあらうかと思ひますが、それにつきましては現に暴利取締令その他におきまして別の面から取締を行なつておる現状でございませう。先ほど御説明を申上げましたように、この特別会計法は二十五年までずつと運用しておつたわけではございませんで、二十五年まではすでに整理段階として運用しておりましたので、そういう實際上のこの特別会計に新たに命令を出し、そうして買上げるといふことはしておりませんのでありますから、従ひましてこれが従来非常にそういう退蔵傾向の支柱になつて、そうしてこれが外されると急に各国民が安心してそういう傾向に一層拍車をかけるというような懸念はないと考へております。

○木村福八郎君 私はそういうような極端なことを言つておるのではないのですね。これは常識で考へてもわかると思ひますが、問題は考へ方なんです、要するに、今政府はだん／＼統制を外して行こう、自由経済にして行こう、そういう精神に副うてその一環としてこういう法律がだん／＼できておるのですね。そこを言つておるのですね、議論になりますから私はもうこの程度でやめまされども、どうも今までの御説明では積極的な理由が、どうも考えられないのです。

○油井賢太郎君 結局この法案は不正保有物資等特別措置特別会計法、これは昭和二十三年に出したのですが、それで公団がいろいろ／＼こういうものの取扱をしていたのですが、公団がなくなつてから、やるところがないからこれもやめておこう。こういうわけですね。こういうことも考へられておるのですか。

○佐多忠隆君 国民金融公庫で、今度公庫法の予算決算に関する改正法律が出ますね。そうしますと、二十二條の「公庫の予算に定められた金額の借入をすることが出来る。」という、この條項が削られることになるのだからと思ふのですが、それでいいですか。

○佐多忠隆君 ちよつと私が聞きたいのは、公庫がそういう予算決算の扱い方を變へるとしますと、昭和二十六年度政府関係機関予算の総則の中に謳つてある第二十一條、国民金融公庫法第二十二條の二の規定によつて、国民金融公庫が昭和二十六年年度において更生資金貸付のため借入をすることができ金額の最高限度額を三億圓とする。という規定があるのですが、この第二十一條の規定で、仮に国民金融公庫法の第二十二條の二の規定がなくなるとすれば、この総則はどういうふうになるのか、総則の二十一條はどういうふう

に扱われることになるのかという点なんです。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今後の経済情勢におきまして若しインフレの情勢が深刻化したしますれば、お話のございましたように買溜め、退蔵、そういう傾向もあらうかと思ひますが、それにつきましては現に暴利取締令その他におきまして別の面から取締を行なつておる現状でございませう。先ほど御説明を申上げましたように、この特別会計法は二十五年までずつと運用しておつたわけではございませんで、二十五年まではすでに整理段階として運用しておりましたので、そういう實際上のこの特別会計に新たに命令を出し、そうして買上げるといふことはしておりませんのでありますから、従ひましてこれが従来非常にそういう退蔵傾向の支柱になつて、そうしてこれが外されると急に各国民が安心してそういう傾向に一層拍車をかけるというような懸念はないと考へております。

○政府委員(伊藤繁樹君) これは御承知のように非常にケースがたくさんございまして、又現物を取扱うわけではございませうから、これは地方庁なり或いはそういう行政機関だけでは足りないかと思ひます。従ひましてそういうために、若し公団がなければ、極端な場合には代行商社を使つてやる、ということにもなるかと思ひますが、そういうことでは適當でないと思ひますので、若しこの会計法を残すすれば、やはり公团的な機関が必要であらうかと思ひます。但し公団がなくなるから逆にこの会計法を廃止するといふ考へ方では来たわけではないのであります。

○佐多忠隆君 そうすると、今後公庫の改正がなされると、「公庫の予算に定められた金額」といふ、この文句はなくなるわけですね。

○佐多忠隆君 だから、この規定が改められなければ二十二條の二の規定によつて必ず掲げなければならないのだ

算に立てるといふ建前になるのでございします。

○佐多忠隆君 ちよつと私が聞きたいのは、公庫がそういう予算決算の扱い方を變へるとしますと、昭和二十六年度政府関係機関予算の総則の中に謳つてある第二十一條、国民金融公庫法第二十二條の二の規定によつて、国民金融公庫が昭和二十六年年度において更生資金貸付のため借入をすることができ金額の最高限度額を三億圓とする。という規定があるのですが、この第二十一條の規定で、仮に国民金融公庫法の第二十二條の二の規定がなくなるとすれば、この総則はどういうふうになるのか、総則の二十一條はどういうふう

に扱われることになるのかという点なんです。

○政府委員(伊藤繁樹君) 今後の経済情勢におきまして若しインフレの情勢が深刻化したしますれば、お話のございましたように買溜め、退蔵、そういう傾向もあらうかと思ひますが、それにつきましては現に暴利取締令その他におきまして別の面から取締を行なつておる現状でございませう。先ほど御説明を申上げましたように、この特別会計法は二十五年までずつと運用しておつたわけではございませんで、二十五年まではすでに整理段階として運用しておりましたので、そういう實際上のこの特別会計に新たに命令を出し、そうして買上げるといふことはして

○佐多忠隆君 そうすると、今後公庫の改正がなされると、「公庫の予算に定められた金額」といふ、この文句はなくなるわけですね。

○佐多忠隆君 ちよつと私が聞きたいのは、公庫がそういう予算決算の扱い方を變へるとしますと、昭和二十六年度政府関係機関予算の総則の中に謳つてある第二十一條、国民金融公庫法第二十二條の二の規定によつて、国民金融公庫が昭和二十六年年度において更生資金貸付のため借入をすることができ金額の最高限度額を三億圓とする。という規定があるのですが、この第二十一條の規定で、仮に国民金融公庫法の第二十二條の二の規定がなくなるとすれば、この総則はどういうふうになるのか、総則の二十一條はどういうふう

に扱われることになるのかという点なんです。

が、これが改められるとするなら掲げなくてもいいのだけれども、ただ借入金金の限度をばはつきりするのために、ここに予算の問題としてだけ掲げたのだということになりましようか。

○政府委員(舟山正吉君) 予算に定める方法に、予算書の、何と申しますか、各項の下に、国民金融公庫のところで貸付金及び借入金金を計数を以て表示する方法もございしますが、それを、予算総則で借入金の枠をきめるという行き方も、やはりこれは形の上から申しますと予算で定めることになるというわけでございまして、今後は予算総則で借入金の枠を定めるという行き方で行きたいと考えている次第であります。言い換えますれば、国民金融公庫のほうで予算計数を表示いたしますと、貸付金も一方は見合いに立ちま

す、それに対して、資金の收支といまして借入金も出て来るわけでありま

す。それをやめまして、借入金の限度だけを予算総則に謳うということにしたいと考えているのであります。

○佐多忠隆君 だから私がお聞きしたいのは、借入金の限度をきめることは国民金融公庫法としては必ずしも絶対的に必要じゃないのだけれども、予算の運用の問題として、予算のほうの必要から限度をば一応二十一億というような規定できめて置くという意味かどうかということですか。

○政府委員(舟山正吉君) 政府財政の資金を規正する意味において、やはり予算の総則に借入金の限度が出て来ることになると思ひます。

○佐多忠隆君 そうすると、まあこの改正法によりまして、二十億を更に増

資されるのですが、それ以外に金融公庫が債券を発行するとか……。先ずお聞きしたいのは債券を発行するというようなことは許されないわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) 債券を発行し得るようにはなつてございまして、研究いたしましたけれども、只今のところはこれが実現は困難であるという結論に達した次第であります。

○佐多忠隆君 そうすると、今度借入をする場合に、更生資金貸付のために借入をするのでございまして、最高限度をきめてますが、それ以外の借入金だつたらできるようなことになるかどうか。今度の公庫の規定を要することとそれができるようになりましようか。

○政府委員(舟山正吉君) 今度の公庫經理に關する法律案を出しますと、公庫はこれまで一年間における貸付、及び借入の金額を予算に計上してございまして、その枠に事業が縛られて参つたのであります。それが改正せられて、貸付及び借入についてはこの予算は一応なくなるわけでありま

す。併し今度予算総則において借入金の最高限度という枠ができるわけでありま

す。そこでその枠の範囲内では借入ができるわけにござい

ませんから、成るほど一年間の貸付、借入の予算というものはなくなりまして、二十二條の規定がなくなつたならば、二十二條の二のうち、「公庫の予算に定められた金額」、この字句がないといひましたならば借入はできるわけでありま

す。借入の限度は二十二條の二によりまして予算で定めてなければならぬということになつておりますので、今すぐには預金部その他から借入ができないのであります。

○佐多忠隆君 そうすると、仮にこれが改められるとすれば、更生資金貸付のためでなければならぬということになるでござい

ます。その場合にさういふものをおやりになるお考えがあるかどうか。

○政府委員(舟山正吉君) 今度の法律の改正がありまして、更生資金につきま

してはすでに予算総則において三億の枠の決定がありま

す。その範囲内においては借入をすることができ

るのであります。それからその他の普通の小口貸付につきま

しては、それを裏から申しますと、予算総則に普通小口貸付について幾

ららの範囲内で借入ができるということとを謳わなければならぬことと

あります。

○佐多忠隆君 それは予算にきめる必要はないので、公庫の予算に定められ

た金額というものが、若し取れば予算に定めることは必要としないで公庫のほうでは

できるようなことになるのじゃないかと、ただ問題は、それと予算の問題として、貸付けるほうの金融機関、

ここで言へば資金運用部でしょうが、そのほうに何か予算的な限定がなければ借りるという

ことは可能になり

せんかと思ひますが……。

○政府委員(舟山正吉君) この二十二條の二は

二は変らないのでござい

ます。それで政府が借入をする場合には、公庫の予算に定められた金額でなければならぬといふこと

ございます。どうも……、例えば見返資金の中小融資の問題にいたしましても、実施いたしました当初はなかなかこれは周知徹底されないという事実がありますので、私はもう少し様子を見まさんと本当の批判はできないのじやないかと考えております。

○木村義八郎君 それにしてもまあ程度の問題があると思うのですが、三十六億の枠があるにもかかわらず年度内に五千万円程度というのでは、趣旨が徹底していないということも無論あるのですが、もつと根本の原因、例えば保険料の一部負担の問題とか、或いは又よく言われるように金融機関に資金の枠自体がない、資金の枠がないのだから非常に困難じやないか。その三十六億の枠をどこからか作つて上げれば、これはまあその順調に行くかも知れませんが、その点もう少しこの趣旨が徹底しないというだけではなく、この制度自体について、まだ保険料の問題或いは資金の枠の問題と、具体的にやはり検討して見る必要があるのではないでしようか。

○政府委員(舟山正吉君) 資金の足りませんという点は、これはやはり資金の総量につきまして信用統制をして行かなければならぬ問題でありますから、この部門についてだけ資金を特に供給するということは如何かと考えられる次第でございます。この保険制度につきまして実施早々いろいろ聞きまます批判のうちに、これは金融機関が結局二割五分の金融を負担しなければならぬ、これは金融機関を刺激して、これを大いに利用するという気持ちにさせない大きな理由であるといううなことを聞きます。やはり二割五分

の負担を金融機関がするくらいなら、現在あります信用保証制度、これのほがまだ金融機関にとつて魅力がある、こいつたようなことも聞くのでございまして、その他世評がいろいろございまして、それらをいろいろ十分傾聴してやつて行きたいと考えております。

○木村義八郎君 どうでしよう。この中小企業信用保険法によつて、普通の金融機関にこういう中小金融をさせるというところに、その制度自体に無理があるのではないでしようか、どうしても金融機関は、特に今後、銀行局長も言われておるようにだん／＼信用統制、量的にも質的にも統制がだん／＼進んで来ると思うのです。普通の銀行はそちらのほうへどうしても貸出しにくくなると思う。そこでこれは中小企業金融全体としてもう一度考え直す必要があるのではないか。即ち中小金融機関というものはあるのですから、これはその制度自体からいつて無理なようにしないで、これは我々憶測すると今までは、今の政府が中小企業を考えているんだぞと、こういう一つの宣伝、広告に使つたように結果から見て考えられるのです。そういう宣伝、広告ではなく、実際に中小業者は実際に効果の挙ることを望んでおるのでありますから、もつと実質的に考える意味で、そういう必要があるなら中小金融機関自体にそういうことをさせたかどうかと思ふのです。この点如何でしようか。

○政府委員(舟山正吉君) その木村委員の御質問のうちに、中小金融といううなもの、或る程度専門的な機関が担当しなければ円滑に行われないう点につきましては、私は或る意味において御同感でございます。まあ従来市中銀行等に中小金融を奨励して参つたのでありますが、やはり銀行の、金融機関の間にもいろいろ分業がございまして、比較的大規模の企業に金融することを主たる任務とするものもあるわけでありまして、それと半面、中小金融を扱うものは、それ／＼の専門の知識も経験もなければならぬというところも言われるのでございまして、そこでこの信用保険につきましても、その取扱機関といたしましては無盡会社、信用組合というものも入れていくわけでありまして、やはり今後中小金融を円滑にしますために、特にこういうふうな規模の小さい金融機関を十分育成して行かなければならぬというふうに考えている次第でございます。ただこの専門の機関と申しまして、すぐに飛躍いたしまして、例えば政府直接関係の特殊機関でなければならぬというところにつきましては、必ずしも賛意を表しがたいのでありますが、又そういう特殊機関が必要部門もあるかと思ひますが、広く特殊機関のみならず民営の機関につきましても、専門の機関を育てて行くということは必要であらうと考えます。

○木村義八郎君 私は今局長が言われたように、何でも政府の特殊機関でなければいかにというほどには考えていないのですけれど、要するに中小企業信用保険法を改正して、もつと中小金融を担当するそういう金融機関のほうに集中したかどうかということなんです。それで更に、実績をここで論ずるのは早いかも知れませんが、三十六億の枠に対して五千万円というのは、

余りにもどうも少な過ぎると思ひますので、その点からもう一遍、一体銀行がこういう業務を実際問題として担当することが困難なら、思い切つてその銀行のほうに與える便宜を集中的に中小金融機関のほうに與えるようにしたかどうか、こういうことなんです。

○政府委員(舟山正吉君) この金融機関に割振ります枠の問題は、これは固定したものじやなくて、非常に勉強して、枠をよく使つたものは次の枠を割当てるときにはそちらを多くして行くという方針をとるわけでございます。只今の趣旨に副うように運用上やつて行きたいと考えてます。

○木村義八郎君 運用上でなく、やはりそういうふうにはつきり法律化せられるような御方針はないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 法律上特に特殊の特定の金融機関を排除するというような必要もなからうかと考えますので、法律を変えなくても御趣旨に副えるのではないかと考えております。

○木村義八郎君 実際に効果が挙げれば必ずしも法律を改正する必要はないでしようけれども、運用上やつて行くと言いますと、具体的に只今どういふうちにこれまでの欠陥を是正し得るかというふうにお考えになりますか。

○政府委員(舟山正吉君) 例へば次の枠の割当のときにおきましては、無盡会社とか、或いは信用組合にその枠の殆んど大部分は割当できるといふようなことをやつて参ればよろしいのではないかと考えます。

○佐多忠隆君 国民金融公庫の問題にもう一遍返るのですが、国民金融公庫の職員の給料が非常に低いという話があるのですが、今大体どれくらい実際に……。

○政府委員(舟山正吉君) 国民金融公庫の職員は一般職の国家公務員を以て待遇せられておるのでございまして、その実際の給与は職階表を御覧ければわかるわけでありまして、ただ特例といたしまして一般職の国家公務員給に三割以内の加算をすることができるところになつております。

○佐多忠隆君 国家公務員の給与は大抵民間のそれに該当するような職種と大体均衡をとるといふようなことが謳われておると思うのですが、そうだとすると我々が人事院から報告を受けておるところによると、民間においては金融機関の給与はほかの産業に比べて若干高いといふことを言われておるのですが、そうだとするとそれと調子を合せるためには金融公庫の業務の特殊性といひますか、そういうものから考へて一般職の国家公務員の給与をそのまゝ一律に当てはめるといふことは若干不合理なんじやないか、ただ三割の加給といふのは公庫全般に通ずる問題であるので、もう少しその点を金融機関として特殊に配慮することのほうが必要なのじやないか。殊に最近のように資金量が非常に増加しており、従つて又貸付件数その他も殖えて来るであらう、業務量が非常に殖えてくるので、人員の増加はそれに追いつかない。そうだとすると、勢いその一人々々がオーバー・ワークを強いられるというふうなことになるという現状だと思ふのですが、そういう点を特別に配慮する方法はないのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 先ほどのお話のお答えに言葉が不十分でありまし

た点を補足して頂きます。三割以内の加給と申しましたが、平均一割の加算、そして最高三割に止めるということでございますから、さよう御了承願いたいと思います。で、公庫の職員給与と、まあ一般公務員並みでいいかどうかということにつきましてはいろいろ意見があるところと考へます。政府におきましては、或いは給與担当部門におきましてはどう考へるか、それと離れまして、私どももいたしましては、これは一般公務員の給與で以て律するのは相当無理があるのじやないか、何か俗な言葉でもつと色をつけていいのじやないかというふうに考へておる次第でございます。

○佐多忠隆君 殊に今度できた日本輸出銀行は大体一般公務員ということではなくして、役職員はすべて特別職というふうな形にして、給與の面も特別にお考へになつてゐるのじやないかと思ふのですが、それに準じたような扱い、そういう方向に改正することはできないのか……。

○政府委員(舟山正吉君) 現在国民金融公庫は飽くまで国家機関として徹底した扱いをしておりますので、それに従事いたします職員も一般職の公務員ということになるのでございます。国民金融公庫をもう少し国家機関的色彩を薄くすると申しますか、もつと自由に民間企業の間に伍して活動できるようにすると申しますか、そういうことにいたしますれば、職員の給與の問題も又別途の見地から考へていいのではないかと考へます。併しその根本につきましては、なお研究いたしたいと考へます。

○佐多忠隆君 輸出銀行はその点性質的には違ふのですか。

○政府委員(舟山正吉君) まあ、全額政府出資というふうな点につきましては共通でございますが、その活動を飽くまで自由にする、そのためには、法律の上には現れておりませんけれども、政府の規範をできるだけ少なくしまして活動せしむるためには、人材も集める必要がある。そのためには給與についても特例を設けるといふ建前でできておるのでございます。国民金融公庫については、まあ同じような考へをとつたほうがいかどうかにつきましても、なお研究いたしたいと存じます。

○佐多忠隆君 その金融機関の重要性というふうな問題から言へば、輸出銀行が特別に大企業の金融機関である意味において重要でもありましようが、別な意味においては中小企業の、或いは庶民大衆の金融機関は社会的にはもつと重要なですから、日本銀行のほうはいろいろの意味で手足を持つてゐるので、それを使うことによつて業務の代行ができる面が相当たくさんあると思うのですが、国民金融公庫のほうには、そういう便宜も輸出銀行に比較しては少ないのではないかと、そういうことを考へれば、重要性の面から見ればむしろ輸出銀行に優つても劣るものではないと思うのですが、輸出銀行のほうには、すでに一般職でなくて、特別職としての扱いをしておられると聞いておりますので、少くともそれと調子を合わせるような御配慮があつて然るべきなんじやないかと思うのですが、どうでしょう。

○政府委員(舟山正吉君) 御意見は初めから否定申上げるわけではないので

ありまして、なお今後研究いたしたいと思ひます。

○佐多忠隆君 よくこの金融公庫の業務についての批評を地方で聞きますときには、私の郷里は鹿児島でございますが、大部分が鹿児島市で集中的に貸付が行われて、地方郡部のほうには殆んど貸付が行われないう、なぜそれが行われないうかという、出張旅費がないのだというのです、そこで、どうしても人を出すことができないから、実地調査その他ができないために、自然地方郡部にはやられないというところで、地方郡部の非常な不平不満が多いのですが、聞くところによると一般公務員の旅費規程に拘束されて、一日八十円以上は支給されないということになつておる。そういうことで、もう出ることが絶対不可能になつておるというふうな状況なんです、この点を何かもう少し規程を改正するなり、或いは運用の面でもいいのでしようが、何か手心を加えるようなことはできないのかどうか。

○政府委員(舟山正吉君) 公庫の旅費その他の経費につきましては、私どもも現状で以て決して満足してゐるわけではないのでありまして、更に機会を得まして、これは増額に努めたいと考へております。例えば支所設置のごときも、まだ支拂のない府県もございまして、最近の機会において、これが拡充に努めたいというふうな気持を持つてゐるような次第でございます。当座の問題といたしましては、あります経費をできるだけ有効に使う、或いは支所を置かせんやうなところは代理所を活用するといふようなことで、で

きるだけの機能を發揮させたいと思つてゐる次第でございます。

○委員長(小串清一君) 御質問はありませぬか。質問を打切つてもよろしいございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それでは質疑を打ちまして、本日はこの程度で散会をいたします。

午後三時四十九分散会

出席者は左の通り。

委員 小串 清一君
理事 大矢 半次郎君
杉山 昌作君

委員 愛知 發一君
黒田 英雄君
清澤 俊英君
佐多 忠隆君
小林 政夫君
小宮山 常吉君
高橋 龍太郎君
山崎 恒君
油井 賢太郎君
森 八三二君
木村 禧八郎君

政府委員 大蔵政務次官 西川 基五郎君
大蔵省主計 佐藤 一郎君
局法規課長 吉田 晴二君
大蔵省管財局長 舟山 正吉君
通商産業大臣 伊藤 繁樹君
官房會計課長
事務局側 常任委員 木村 常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

三月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二日)

一、不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案(予備審査のための付託は三月三日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案

一、資金運用部資金法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律案

(在外公館等借入金金の返済に関する法律案の提出その他の措置)

第一條 政府は、在外公館等借入金(在外公館等借入金金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号)の規定により外務大臣が国の債務として承認した借入金をいう。以下「借入金」という。)の返済を行うため、借入金を表示する現地通貨の評価基準、返済の方法その他借入金の返済に関し必要な事項を定める法律案をこの法律施行後最初に召集される国会に提出するとともに、昭和二十六年度中に借入金金の返済を開始するため必要な措置を講じなければならない。

(返済の方法の基準)

第二條 前條の法律案において、借

入金を返済を開始するため必要な措置を講じなければならない。

(返済の方法の基準)

第二條 前條の法律案において、借

入金の返済の方法は、国民負担の
衡平の見地から、公平且つ妥当な
基準に基いて定められなければならない。

(在外公館等借入金評価審議会)

第三條 大蔵省に在外公館等借入金
評価審議会(以下「審議会」とい
う。)を置く。

2 審議会は、大蔵大臣の諮問に
応じ、第一條の法律案の準備に資
するため必要な、借入金を表示する
現地通貨の評価に関する事項を調
査審議する。

第四條 審議会は、大蔵事務次官及
び委員八人以内で組織する。

2 大蔵事務次官は、審議会の会長
として会務を総理する。

3 委員は、外務省及び大蔵省の職
員並びに学識経験のある者のうち

から、大蔵大臣が任命する。この
場合において、外務省及び大蔵省
の職員のうちから任命する委員の
数は、三人以内としなければならない。

4 委員は、非常勤とする。

第五條 前二條に定めるものの外、
審議会に關し必要な事項は、政令
で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法
律第四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十條に次の一号を加える。

二十四 在外公館等借入金の返
済の準備に関する事。

第十三條第一項の表中

資産再評価審議 会

大蔵大臣の諮問に應じて、資産再評価に關す
る重要な事項について調査審議すること。

資産再評価審議 会

大蔵大臣の諮問に應じて、資産再評価に關す
る重要な事項について調査審議すること。

在外公館等借入 金評価審議会

大蔵大臣の諮問に應じて、在外公館等借入金
の返済に関する法律案の準備に資するために
必要な、当該借入金を表示する現地通貨の評
価に関する事項を調査審議すること。

改める。

資金運用部資金法の施行に伴う関
係法律の整理に関する法律案

資金運用部資金法の施行に伴う
関係法律の整理に関する法律

(各特別会計法の一部改正)

第一條 国債整理基金特別会計法
(明治三十九年法律第六号)の一部
を次のように改正する。

第四條第一項中「大蔵省預金部
ニ預入レ」を「資金運用部ニ預託
シ」に改める。

第二條 食糧管理特別会計法(大正
十年法律第三十七号)の一部を次
のように改正する。

第七條中「大蔵省預金部ニ之ヲ

預入ルベシ」を「資金運用部ニ之ヲ
預託スルコトヲ得」に改める。

第三條 漁船再保険特別会計法(昭
和十二年法律第二十四号)の一部
を次のように改正する。

第五條中「大蔵省預金部ニ預入
ルベシ」を「資金運用部ニ預託スル
コトヲ得」に改める。

第七條中「国債ヲ以テ保有シ又
ハ大蔵省預金部ニ預入レ」を「資金
運用部ニ預託シ」に改める。

第四條 森林火災保険特別会計法
(昭和十二年法律第二十六号)の一
部を次のように改正する。

第五條中「大蔵省預金部ニ預入
ルベシ」を「資金運用部ニ預託スル
コトヲ得」に改める。

第七條中「国債ヲ以テ保有シ又
ハ大蔵省預金部ニ預入レ」を「資金
運用部ニ預託シ」に改める。

第五條 厚生保険特別会計法(昭和
十九年法律第十号)の一部を次の
ように改正する。

第十二條第一項中「大蔵省預金
部ニ預入ルベシ」を「資金運用部ニ
預託スルコトヲ得」に改める。

第十三條中「国債ヲ以テ保有シ
又ハ大蔵省預金部ニ預入レ」を「資
金運用部ニ預託シ」に改める。

第六條 簡易生命保険及郵便年金特
別会計法(昭和十九年法律第十二
号)の一部を次のように改正す
る。

第七條の次に次の一條を加え
る。

第七條ノ二 保険勘定又ハ年金勘
定ノ積立金ハ夫々簡易生命保険
法ノ規定ニ基キ保險契約者ニ貸
付ヲ為ス場合又ハ郵便年金法ノ

規定ニ基キ年金契約者、年金受
取人又ハ年金継続受取人ニ貸付
ヲ為ス場合ヲ除ク外資金運用部
ニ預託シ運用スルコトヲ得

第九條中「大蔵省預金部ニ預入
ルベシ」を「資金運用部ニ預託スル
コトヲ得」に改める。

第十條中「運用」を「出納」に改め
る。

第十四條の次に次の一條を加え
る。

第十五條 資金運用部資金法施行
ノ際本特別会計ノ積立金ニ属ス
ル運用資産ノ内預金部預金、簡
易生命保険法ノ規定ニ基キ保險
契約者ニ対スル貸付金及郵便年
金法ノ規定ニ基キ年金契約者、
年金受取人又ハ年金継続受取人
ニ対スル貸付金以外ノモノニ付
テハ当分ノ間本特別会計ノ積立
金ニ属スル運用資産トシテ之ヲ
保有スルコトヲ得

第七條 農業共済再保険特別会計法
(昭和十九年法律第十一号)の一
部を次のように改正する。

第九條第一項中「大蔵省預金部
ニ預入ルベシ」を「資金運用部ニ預
託スルコトヲ得」に改める。

第十條中「国債ヲ以テ保有シ又
ハ大蔵省預金部ニ預入レ」を「資金
運用部ニ預託シ」に改める。

第八條 自作農創設特別措置特別会
計法(昭和二十一年法律第四十四
号)の一部を次のように改正する。

第六條中「大蔵省預金部に預け
入れ」を「資金運用部に預託す」に
改める。

第九條 財産税等收入金特別会計法

(昭和二十一年法律第五十三号)の
一部を次のように改正する。

第五條中「大蔵省預金部に預け
入れ」を「資金運用部に預託す」に
改める。

第十條 開拓者資金融通特別会計法
(昭和二十一年法律第七号)の一部
を次のように改正する。

第六條中「大蔵省預金部に預け
入れ」を「資金運用部に預託す」に
改める。

第十一條 国有林野事業特別会計法
(昭和二十一年法律第三十八号)の
一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「国債を以て
これを保有し、又は大蔵省預金部
に預け入れ」を「資金運用部に預託
して」に改め、同條第二項中「大蔵
省預金部に預け入れ」を「資金運用
部に預託す」に改める。

第十二條 労働者災害補償保險特別
会計法(昭和二十二年法律第五十一
号)の一部を次のように改正す
る。

第八條中「大蔵省預金部に預け
入れ」を「資金運用部に預託す」に
改める。

第十四條中「国債を以て保有し
又は大蔵省預金部に預け入れ」を
「資金運用部に預託し」に改める。

第十三條 失業保險特別会計法(昭
和二十二年法律第五十七号)の一
部を次のように改正する。

第八條中「大蔵省預金部に預け
入れ」を「資金運用部に預託す」に
改める。

第十四條中「国債を以て保有し、
又は大蔵省預金部に預け入れ」を
「資金運用部に預託し」に改める。

第十四條 船員保險特別會計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)

の一部を次のように改正する。

第十條中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

第十六條中「國債を以て保有し、又は大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託し」に改める。

第十五條 貴金屬特別會計法(昭和二十四年法律第三十四号)の一部

を次のように改正する。

第七條の見出し中「預入」を「預託」に改め、同條中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

第十六條 國營競馬特別會計法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部

を次のように改正する。

第十四條の見出し中「預入」を「預託」に改め、同條第二項中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

第十六條中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託し」に改める。

第十七條 郵政事業特別會計法(昭和二十四年法律第九号)の一部

を次のように改正する。

第二十條中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

第十八條 電氣通信事業特別會計法(昭和二十四年法律第一百十号)の一部

を次のように改正する。

第二十條中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

第十九條 国立病院特別會計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部

を次のように改正する。

和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第八條の見出し中「預入」を「預託」に改め、同條中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

第二十條 造幣局特別會計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項及び第二十四條中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

第二十一條 米穀對日援助物資等處理特別會計法(昭和二十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出し中「預入」を「預託」に改め、同條第一項中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

第二十二條 輸出信用保險特別會計法(昭和二十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出し中「預入」を「預託」に改め、同條第一項中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

第二十三條 中小企業信用保險特別會計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出し中「預入」を「預託」に改め、同條中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

第二十四條 特別損害復旧特別會計法(昭和二十五年法律第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出し中「預入」を「預託」に改め、同條中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託す」に改める。

(公債金特別會計法外四法律の廃止等に関する法律の一部改正)

第二十五條 公債金特別會計法外四法律の廃止等に関する法律(昭和二十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第五項中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託し」に改める。

(災害救助法の一部改正)

第二十六條 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

のよう改正する。

第四十一條第一号中「大蔵省預金部」を「資金運用部」の預託に改める。

(國民金融公庫法の一部改正)

第二十七條 國正金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「大蔵省預金部」を「資金運用部に預託し」に改める。

(總理府設置法の一部改正)

第二十八條 總理府設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中

國土總合開發審議會	國土總合開發法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
國土總合開發審議會	國土總合開發法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
資金運用部資金運用審議會	資金運用部資金の運用に関する重要な事項について、大蔵大臣の諮問に應じ、又は資金運用部資金の運用に関し、大蔵大臣に意見を述べること。

改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二十九條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十三号を次のように改める。

第二十八條中「大蔵省預金部に預け入れ」を「資金運用部に預託し」に改める。

(日本輸出銀行法の一部改正)

第三十一條 日本輸出銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十條第二号中「大蔵省預金部」の預金」を「資金運用部」の預託に改める。

附則

この法律は、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第 号)施行の日から施行する。